

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 6月25日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
中央水産研究所長 前野 幸男

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 内水面生物・環境試料放射能測定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年1月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に調達予定数量を乗じた合計額を記載す
ること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額）を切り捨
てた金額（1円未満の端数を落札価格とする）をその入札者（当該金額を切り捨
てた金額）を消費税に係る課税事業者であるか否か、消費税の10分の100に
及び地方消費税を積もった契約希望金額の108分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13
水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省
庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は
「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び
役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停
止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第
1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術及び設備を有することを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明
書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）
の交付を受けること。

① 直接交付
栃木県日光市中宮祠2482-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所
業務推進部日光管理係
電話 0288-55-0055
FAX 0288-55-0064

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「内水面生物・環境試料放射能測定業務入
札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、
住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信
すること。

③ メールによる交付
任意書式に「内水面生物・環境試料放射能測定業務入
札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、
メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて
FAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年7月2
日まで上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に
記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質

をとりまどめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行
 うととも、に当機、のホームページにて公表することにより
 入札説明、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、
 同様に、対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個
 人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ
 害する当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答すること
 がある。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出
 しなければならぬ。
 入札説明書による。
 3. ①に同じ。
 平成30年7月9日 17時

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成30年7月18日 14時00分
 栃木県日光市中宮祠2482-3
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 中央水産研究所日光庁舎 展示棟セミナー室
 平成30年7月18日 12時00分
 3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

日本語及び日本国通貨。
 免除。
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 要。
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちいて同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名 内水面生物・環境試料放射能測定業務
2. 業務目的 本業務は、福島県、栃木県、千葉県の内水面水域で採取された生物試料及び堆積物試料について放射性物質濃度の測定を行い、内水面における放射能汚染の把握に資するデータを取得することを目的とする。
3. 納入場所 栃木県日光市中宮祠 2482-3
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 中央水産研究所 日光庁舎
4. 履行期限 自)契約締結日
至)平成 31 年 1 月 31 日
5. 予定数量 850 検体
(内訳)
 - ① 栃木県中禅寺湖、千葉県手賀沼・利根川にて採集した魚類及び、放射性物質の蓄積排出過程を調べる飼育実験に用いた魚類各種の筋肉試料 650 検体
 - ② 福島県秋元湖・岩部ダム、栃木県中禅寺湖、千葉県手賀沼・利根川にて採取した底泥試料、プランクトン試料、付着藻類試料 200 検体
6. 業務内容
 - (1) 当所が送付する生物試料について、ガンマ線放出核種分析（セシウム-137、セシウム-134）を行う。分析方法は文部科学省放射能測定法シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に準じたものであること。
 - (2) 測定にあたっては、検出下限値 5Bq/kg 以下となるように測定時間を設定すること。
 - (3) 当所から送付した試料は、当所担当者の指示があるまで保管すること。試料は生の筋肉試料が主となることから、試料受取から測定実施までの間、冷凍保管をしておくこと。当所からの試料の送付は 1 ヶ月あたり最大 300 検体程度を予定している。
 - (4) 当所担当者の指示があった日から 10 営業日（ここでいう営業日とは、暦日から土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年

法律第178号)第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日とする)以内に、指示された全ての検体の分析を終了し、当所担当者にメール添付によりデータを送付すること。分析を指示する検体数は、1回当たり100~200検体の見込みである。

(5) 測定試料の量は検体によって大きく異なることが想定される。したがって、試料の測定には容量の異なるV-9、U-8型容器いずれのタイプにも対応可能なゲルマニウム半導体検出器を用いること。

なお、測定試料は当所から容器に詰めた状態で送付し、請負業者にて他の容器に詰め替えて測定してはならない。

ただし、当所担当者との協議により供試料量が少ない(約5グラムに満たない(U-8容器内の試料充填の高さが3mmに満たない))場合は、少量試料測定可能なテフロンチューブに充填し、井戸型ゲルマニウム半導体検出器を使用し測定することを可能とする。

(6) 測定終了後の試料は、順次冷凍宅配便にて当所に返送すること。

(7) 分析結果については、分析の途中経過を含めてすべて記録を残しておくこと。また当所担当者が必要に応じて分析操作過程及び分析途中記録を閲覧できるよう申し入れに応じる体制を取ること。

(8) 検出限界以下の検体が確認された際は、速やかに当所担当者に連絡をすること。

7. 成果品 測定結果は、1ヶ月毎に表計算ソフトで取りまとめ、CD-R等電子媒体にて2部提出すること。
8. その他
- (1) 運送に係る費用及び分析に係る消耗品等の費用については全て請負業者にて負担すること
 - (2) 作業中に疑義が生じた場合は、当所担当研究者と適宜打ち合わせを行い、合意を得た上で作業を進めること。
 - (3) 詳細については担当研究者の指示に従うこと。